

改正東京都暴力団排除条例

が制定されました！

令和元年10月1日施行！

条例の基本理念

暴力団と交際しない

暴力団を恐れない

暴力団に資金を提供しない

暴力団を利用しない

改正内容

暴力団排除特別強化地域

東京都内において暴力団が活発に活動していると認められる繁華街を「暴力団排除特別強化地域」として選定
※地域の詳細については、別表のとおり

特定営業

- 風適法に規定する
 - ・風俗営業
 - ・性風俗関連特殊営業
 - ・特定遊興飲食店営業
 - ・接客業務受託営業
- 飲食店営業
(食品衛生法の許可を受けて営むもの)
- 風俗案内を行う業務
- いわゆる客引き・スカウト等

特定営業者

- 特定営業を営む者

禁止行為

- 特定営業者の禁止行為
 - 暴力団員から、用心棒の役務の提供を受けること
 - 暴力団員に対し、用心棒の役務の対償又は営業を営むことを容認する対償として利益供与すること
- 暴力団員の禁止行為
 - 特定営業者に対し、用心棒の役務を提供すること
 - 特定営業者から、用心棒の役務の対償又は営業を営むことを容認する対償として利益供与を受けること

罰則

- 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ただし、特定営業者については、自首による任意的減免制度を規定